

福岡県公報

令和4年7月1日
第 311 号

目次

告示(第670号-第681号)

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(建築指導課)……………1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し(会計管理局会計課)……………1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知(農山漁村振興課)……………2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知(農山漁村振興課)……………2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知(農山漁村振興課)……………2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(公園街路課)……………2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(公園街路課)……………3
- 道路の供用の開始(道路維持課)……………3
- 道路の区域の変更(道路維持課)……………3
- 道路の区域の変更(道路維持課)……………3
- 車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法(道路維持課)……………4
- 令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表(水産振興課)……………4

公告

- 宅地建物取引業者の事務所の不確知(建築指導課)……………4
- 令和4年度職業訓練指導員試験の実施(職業能力開発課)……………5
- 競争入札参加者の資格等(総務事務厚生課)……………7
- 一般競争入札の実施(情報政策課)……………9
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………13
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………13

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催(警察本部生活保安課)……………13
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催(警察本部生活保安課)……………14
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課)……………14

告示

福岡県告示第670号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の7第1項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関の指定の更新をしたので、次のとおり公示する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	指定構造計算適合性判定機関の住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	指定の更新年月日
福岡県知事第1号	一般財団法人福岡県建築住宅センター	福岡市中央区天神一丁目1番1号	福岡市中央区天神一丁目1番1号	令和4年6月8日

福岡県告示第671号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	取消年月日
510	福岡市博多区石城町1番1号 NDSデータソリューションズ株式会社	○福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡3階 福岡県パスポートセンター内 ○北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル2階 福岡県パスポートセンター北九州支所内	令和4年6月30日

福岡県告示第672号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
うきは市浮羽町妹川字コクダイシ1298の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第673号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉市上秋月字松丸609の74から609の76まで、杷木志波字奥ノ丸2924の2、2924の3
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉市秋月字高内1461の8、1461の9
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第674号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
八女市矢部村北矢部字ヲオシノ迫8805の2、8823の3、字櫻山8946の3
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
八女市星野村字青岩18546の18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年6月16日福岡県告示第422号福岡広域都市計画道路事業3・3・1-93号野間屋形原線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-93号 野間屋形原線

3 事業施行期間

平成29年6月16日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第676号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月18日福岡県告示第490号福岡都市計画道路事業3・4・199号春日原駅前線及び7・7・96号側道春日原1号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

春日市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業3・4・1-199号 春日原駅前線

福岡広域都市計画道路事業7・7・1-96号 側道春日原1号線

3 事業施行期間

平成14年12月11日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江酒見線間	大川市大字郷原121番1先から大川市大字郷原118番1先まで

福岡県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道		福岡早良線 大野城	前	糸島市川原31番1先から糸島市川原19番2先まで	24.0 ～ 50.0	190.0
			後	糸島市川原31番1先から糸島市川原19番2先まで	25.9 ～ 160.2	170.0

福岡県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	国道	200号	前	直方市大字下境819番3先から直方市大字下境683番2先まで	30.0 ～ 42.2	332.0
			後	直方市大字下境819番3先から直方市大字下境683番2先まで	30.0 ～ 49.0	332.0

福岡県告示第680号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名及び区間

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	区 間
福 岡	県 道	筑紫野古賀線	糟屋郡宇美町平和一丁目3029番228先から糟屋郡須恵町大字新原491番3先まで
南筑後	県 道	大牟田川副線	大川市大字大野島1493番1先から大川市大字大野島804番2先まで
南筑後	県 道	大牟田川副線	大川市大字大野島1493番1先から大川市大字大野島1099番11先まで

2 指定する期日

令和4年7月1日

3 通行方法

橋等の通行にあたっては、次の方法によらなければならない。

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

福岡県告示第681号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	福岡県まさば及びごまさば知事管理区分	現行水準

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第18496号	Herios株式会社 代表取締役 齊藤 泰佳	福岡市博多区対馬小路12-13-7 F

公告

令和4年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

事務科及び情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発変電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテ

- リア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 貿易事務科 (106) 流通ビジネス科 (107) 写真科 (108) 介護サービス科 (109) 理容科 (110) 美容科 (111) ホテル・旅館・レストラン科 (112) 観光ビジネス科 (113) 日本料理科 (114) 中国料理科 (115) 西洋料理科 (116) 臨床検査科 (117) フラワー装飾科 (118) メカトロニクス科 (119) フォークリフト科 (120) 建築物衛生管理科 (121) 福祉工学科

2 受験資格

ア 事務科及び情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第46条の表上欄のいずれかの項(複数可)に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部

職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であつて、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科

省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格のない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる試験を実施する。

免許職種	試験の科目
事務科	<ol style="list-style-type: none"> 1 学科試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 <ol style="list-style-type: none"> ①事務一般（企業形態、企業組織、応接法、O A 機器、関係法規） ②安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 <ol style="list-style-type: none"> ①事務（総務実務、文書実務、人事実務、営業実務、O A 事務） ②簿記・会計（商業簿記、工業簿記、原価計算、財務諸表論、税務計算） 2 実技試験 文書実務、計算実務、簿記及び会計実務
情報処理科	<ol style="list-style-type: none"> 1 学科試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指導方法 (2) 関連学科のうち系基礎学科 <ol style="list-style-type: none"> ①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造） ②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ） ③ネットワーク（プロトコル、LAN） ④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ） ⑤経営工学（経営管理、生産管理） ⑥安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計）

	2 実技試験（ペーパーテスト） システム設計、プログラム設計
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
事務科	学科試験	令和4年9月14日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
	実技試験	令和4年9月17日 (土曜日)	福岡県立大牟田高等技術専門校（大牟田市大字歴木475番地）
情報処理科	学科試験 実技試験	令和4年9月14日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち 指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には63円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、令和4年7月28日（木曜日）から令和4年8月18日（木曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者は、令和4年10月6日（木曜日）に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話092-643-3603）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、84円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県個人番号利用事務系ネットワークにおけるファイルサーバ等の賃貸借及び運用保守管理

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であつて、当該期間を経過

していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年7月27日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県個人番号利用事務系ネットワークにおけるファイルサーバ等の賃貸借及び運用保守管理

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 賃貸借期間

令和5年1月1日から令和10年3月31日まで

(5) 納入期限

令和4年12月31日

(6) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、令和4年7月27日（水）までに本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年8月19日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (5) 過去に国、都道府県又は政令市において2,000人以上が利用するシステムを構築した経験を有すること。

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤係（県庁行政棟6階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3194

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
(1) 交付期間
この公告の日から令和4年7月15日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平

成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 交付場所
5の部局とする。
- 10 入札参加申請書の提出
入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「競争入札参加申請書」を提出しなければならない。
- (1) 提出期限
令和4年7月29日（金） 午後5時00分
 - (2) 提出部局
5の部局とする。
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）
 - (4) その他
ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。
イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。
ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。
- 11 仕様申立書の提出及び承認
納入しようとする物品が、1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、「仕様申立書」を以下のとおり提出しなければならない。
- (1) 提出期限
令和4年7月29日（金） 午後5時00分
 - (2) 提出部局
5の部局とする。
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) その他

ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

イ 令和4年8月5日（金）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

12 入札書

(1) 提出期限

令和4年8月18日（木）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月19日開封<福岡県個人番号利用事務系ネットワークにおけるファイルサーバ等の賃貸借及び運用保守管理>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「8月19日開封<福岡県個人番号利用事務系ネットワークにおけるファイルサーバ等の賃貸借及び運用保守管理>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」とい

う。）の名前を記載し、入札者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

13 開札

(1) 日時

令和4年8月19日（金）午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（入札金額の1年分に相当する金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の1年分に相当する金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、13(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った

者がした入札

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 予定価格の事前公表

無

18 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページに掲載している。
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

(1) Nature of the service

Leasing and operation / maintenance management of file servers, etc. in the Fukuoka Prefecture Individual Number Utilization Office Network

The details are described by the manual of this tender.

(2) Delivery period

From 1 January 2023 through 31 March 2028

(3) Delivery place

As in the manual of this tender.

(4) Time Limit of Tender

5 : 00 P. M. on August 18, 2022

(5) Contact Point for the Notice

Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development Department, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.

TEL 092 - 643 - 3194

FAX 092 - 643 - 3121

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町濃施字向田126番1 から126番8 まで及び128番4
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市高田町濃施231番地2
株式会社三和不動産
代表取締役 伊東 和徳
-

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市波多江駅北三丁目139番1 及び139番10から139番23まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区周船寺一丁目8番35号
スエヒロ産業株式会社
代表取締役 松吉 繁孝

公安委員会

福岡県公安委員会告示第164号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所
 - (1) 講習会の日時
令和4年8月24日（水） 午前10時から午後5時までの間
 - (2) 講習会の場所
福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室
 - (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
 - (4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第165号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署

令和4年8月3日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署
令和4年8月18日（木） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
令和4年8月22日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第166号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年7月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

令和 4 年 9 月 1 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各 18 名
令和 4 年 9 月 8 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			
令和 4 年 9 月 15 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 4 年 9 月 1 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 12,700 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。